

# 公 募 要 項

## 1. 業務名

床頭台及びテレビシステム等の設置・運営業務

## 2. 業務目的

入院患者に対するサービス向上のための環境整備

## 3. 業務内容

病室内等におけるテレビ・冷蔵庫等サービスの提供（別紙「仕様書」参照のこと。）

## 4. 業務期間

令和6年2月1日～令和14年3月31日

## 5. 企画競争に参加する者の条件

(1) 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者は、競争に参加する資格を有さない。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

(2) 本学から、取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと（取引停止の措置を受けている期間中の者を、代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者

② 国税、地方税の滞納がある者

③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

⑤ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

⑦ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(4) 北海道内で病床数400床以上の病院において、床頭台及びテレビシステム等の設置・運営の実績があること。

(5) 財務状況が安定しており、本委託業務を実現可能なこと。

(6) 過去5年間に於いて、契約不履行、談合等の不正行為、取引停止処分又はこれに準ずる事実が無いこと。

## 6. 審査及び審査結果の通知

審査は、本業務の優先交渉権者を選定するために選出した審査委員により、別紙3の「審査基

準」に基づいて行う。

審査終了後、全ての競争参加者に審査結果を通知する。

## 7. 公募説明会の日時及び場所

令和5年9月29日（金）10時00分

北海道大学病院 中央キャンパス総合研究棟3号館1階 入札室

その他

- ・説明会の参加希望者は、代表者氏名、電話番号、参加者氏名を記載の上、14.に記載のメールアドレス宛てにメールで申請すること。（申請期限：令和5年9月28日（木）12時）
- ・参加者は、4名までとする。
- ・参加者は、公募要項等の書類一式を持参すること。

## 8. 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間 令和5年9月29日～令和5年10月3日17時まで

(2) 受付及び回答の方法

① 質問方法

質問書（別紙様式3）を作成し、14.に記載のメールアドレス宛てにメール送付すること。

② 回答方法

令和5年10月11日までにメールにて回答する。

なお、質問内容及びその回答については、質問者だけではなく、すべての公募要項の受領者に送付する。

## 9. 企画書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

(1) 提出場所

〒060-8648 札幌市北区北14条西5丁目

国立大学法人北海道大学 病院事務部管理課 施設企画係

TEL：011-706-5665 E-mail：b-kikaku@jimu.hokudai.ac.jp

(2) 提出方法

企画書は、E-mailでデータを送信するとともに、同じものを次号で示す部数印刷して郵送または持参により提出すること。

① E-mail

・添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は、件名の最後に番号を付けて複数回により送信することができる。

・受信した旨の通知を送信者に対してメール通知する。

② 郵送

・簡易書留郵便又は民間事業者による書留郵便に準ずるものにより送付すること。

③ 持参

・受付時間 平日の9時から17時まで（12時15分～13時の間を除く）

(3) 提出書類

① 参加申込書（別紙様式1） 1部

② 誓約書（別紙様式2） 1部

③ 企画書

・仕様の対応表（別紙様式4） 正本1部、副本6部の計7部

・提案機器の概要がわかる資料（本院が示す仕様書に対する提案機器の詳細（商品名、メーカー名、型式等）を記載したパンフレット等の資料 など） 正本1部、副本6部の計7部

- ・保守管理の体制図 正本1部、副本6部の計7部
  - ・設置機器の使用料金（別紙様式5） 正本1部、副本6部の計7部
  - ・無線LAN整備に関する資料（別紙様式6） 正本1部、副本6部の計7部
  - ・施設使用料及び管理手数料の見積額（別紙様式7） 正本1部、副本6部の計7部
  - ・その他必要と思われる資料 正本1部、副本6部の計7部
- ④ 別紙3「審査基準」にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し 1部
  - ⑤ 法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する納税証明書（直近2年間のもの） 1部
  - ⑥ 直近の財務諸表の写し 1部
  - ⑦ 会社概要（会社の経歴及び従業員数等が確認できるもの） 1部
  - ⑧ 北海道内で病床数400床以上の病院において、床頭台及びテレビシステム等の設置・運営の実績があることを確認できる書類（契約書等）の写し 1部

#### (4) 提出期限

令和5年10月18日17時必着

- ・全ての提出書類をこの期限までに提出すること。
- ・提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の差替えは一切認めない。

## 10. プレゼンテーション

企画書の技術審査を行い、仕様を満たした者を対象に、プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの実施日時等の詳細については、提出書類受領後、応募者に通知する。

また、プレゼンテーション時には、提案する一般病室用の床頭台（液晶テレビ、冷蔵庫等を含む）を持ち込みの上、説明すること。

なお、応募者が多数となった場合、書類評価で複数の応募者を選定した上で、プレゼンテーションを行う場合がある。

## 11. 優先交渉権者の選定及び契約の締結等

### (1) 優先交渉権者の選定

本院が定めた参加資格を全て満たした応募者であり、企画書等提出書類及びプレゼンテーションでの説明内容に基づき、本院が定めた審査基準に従い総合的に評価し、最も評価の高い応募者を優先交渉権者として選定する。

なお、企画書等提出者が1者のみである場合でも、審査委員の評価結果により企画の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると評価できるときは、当該者を優先交渉権者として選定する。

### (2) 仕様内容及び契約条件等の交渉

最終的な仕様内容等については、選定した企画を基本とし、本院と交渉の上決定するが、契約内容その他細部については、別紙様式8の委託契約書（案）のとおりとするので熟読すること。また、優先交渉権者決定後、必要な契約条件がある場合等は、本院と交渉の上決定する。

仕様内容及び契約条件等について双方の合意が得られない場合は、交渉を打ち切り、次点の優先交渉権者と交渉を行う。

### (3) 契約の締結

契約条件等について合意が得られた優先交渉権者は本学と契約書を取り交わすものとする。

## 12. スケジュール

- (1) 審査：令和5年11月上旬頃
- (2) 選定結果通知：令和5年11月下旬頃
- (3) 選定された優先交渉権者との交渉：令和5年12月上旬頃
- (4) 契約締結：令和5年12月中旬頃

## 13. その他

- (1) 企画書等の作成費用は選定結果にかかわらず競争参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画書等については返却しない。
- (3) 虚偽の内容が記載されている企画書等は無効とする。
- (4) 必要に応じ、追加資料を求めることがある。
- (5) 契約保証金については免除とする。

## 14. 本件に対する問い合わせ先

国立大学法人北海道大学 病院事務部管理課 施設企画係 富樫 弘  
TEL 011-706-5665 E-mail b-kikaku@jimu.hokudai.ac.jp

# 仕 様 書

## (床頭台及びテレビシステム等の設置・運營業務)

(※ 台数は予定)

### I. 本業務委託の概要

1. 本業務委託は、病室等内に床頭台及びテレビシステム等（以下「本システム等」）を設置し、入院患者に対してテレビ・冷蔵庫等のサービスを提供し、その使用料金（無線 LAN (Wi-Fi) の利用を除く。）を請求、徴収するまでの業務全般とする。（※無線 LAN (Wi-Fi) の利用は無料とする。）

2. 本業務委託は、利用者と受託者間の直接契約により行い、その対価である使用料金を受託者が利用者等から徴収すること。

なお、使用料金の徴収方法は、カード制または日額制での実施を予定しており、審査により北海道大学病院（以下「本院」）や入院患者にとってより有利な提案を選定することとする。

#### ・カード制

販売するカードでの従量課金により液晶テレビ・冷蔵庫（特別室を除く）・洗濯乾燥機・製氷機を使用させるもの。（※カード購入の有無に関わらず、入院患者は無料で無線 LAN (Wi-Fi) を利用できるものとする。）

#### ・日額制

定額料金を徴収することにより液晶テレビ・冷蔵庫（特別室を除く）を使用させ、液晶テレビ・冷蔵庫とは別に料金を徴収することにより洗濯乾燥機・製氷機を使用させるもの。（※定額料金の支払いに同意しない入院患者については、無線 LAN (Wi-Fi) の利用も不可とする。）

また、日額制を提案する場合は、必ず使用料金の徴収方法を提案すること。

（可能であれば、カード制、日額制の両方を提案すること。）

3. 本業務委託は、受託者が本院との協議により決定する建物の場所を有償で借用するものとし、事業に必要な設備等の環境整備、通信及び光熱水料等の運営費用は受託者が負担すること。

4. 受託者は、本業務の遂行にあたり北海道大学及び本院の定める規定等を遵守し、本院の指示に従うこと。

### II. 本システム等の構成等

#### 1. 床頭台（一般室用）（834台）

- ① 床頭台の寸法は、幅50cm、奥行き55cm、高さ180cm程度であること。
- ② 収納スペースが、上段及び下段に十分確保されていること。
- ③ 上段の収納スペースの扉は、蛇腹式であること。
- ④ 下段に鍵付きの引出しがあること。鍵は腕等に取付けられるタイプで、金属部分が一切無く丈夫なカードキー方式であること。また、施錠していない状態では、鍵を抜き取れない構造であること

(鍵の閉じ込め防止のため)。

- ⑤ キャスターは、4輪一括ロック方式であること。
- ⑥ スライド式テーブルは、床から70cm程度の高さにあること。
- ⑦ 液晶テレビ・冷蔵庫・課金タイマー（※日額制の提案の場合は不要）の取付けスペースが確保されていること。なお、冷蔵庫の取付けスペースの位置は床から15～20cmの高さにあること。
- ⑧ タオル掛けが左右両サイドにあること。
- ⑨ 人感・明暗センサー方式の足下灯（ON・OFF スイッチ付き）が装備されていること（冷蔵庫への取付けでも可）。
- ⑩ 床頭台を移動する際に使用する、指の差込み口があること。
- ⑪ 本体材料は、耐水性、耐摩耗性を考慮すること。また、F☆☆☆☆素材を使用すること。
- ⑫ 2極コンセント及びUSBコンセントが1口ずつあること。
- ⑬ 地震の揺れに強い構造であること。

## 2. 床頭台（特別室用）（66台）

- ① 床頭台の寸法は、幅60cm、奥行き55cm、高さ180cm程度であること。
- ② 収納スペースが、上段及び下段に十分確保されていること。
- ③ 下段に鍵付きの引出しがあること。鍵は腕等に取付けられるタイプで、金属部分が一切無く丈夫なカードキー方式であること。また、施錠していない状態では、鍵を抜き取れない構造であること（鍵の閉じ込め防止のため）。
- ④ キャスターは、4輪一括ロック方式であること。
- ⑤ スライド式テーブルは、床から70cm程度の高さにあること。
- ⑥ 液晶テレビ・冷蔵庫・課金タイマー（※日額制の提案の場合は不要）の取付けスペースが確保されていること。なお、冷蔵庫の取付けスペースの位置は床から15～20cmの高さにあること。
- ⑦ タオル掛けが左右両サイドにあること。
- ⑧ 人感・明暗センサー方式の足下灯（ON・OFF スイッチ付き）が装備されていること（冷蔵庫への取付けでも可）。
- ⑨ 床頭台を移動する際に使用する、指の差込み口があること。
- ⑩ 本体材料は、耐水性、耐摩耗性を考慮すること。また、F☆☆☆☆素材を使用すること。
- ⑪ 2極コンセント及びUSBコンセントが1口ずつあること。
- ⑫ 地震の揺れに強い構造であること。

## 3. 液晶テレビ（一般室用：839台 特別室用：66台）

- ① 一般室用については、19型程度のサイズで、床頭台の幅以内に収まること。
- ② バックライトにLEDを採用していること。
- ③ 特別室については、22型程度のサイズで、床頭台の幅以内に収まること。
- ④ 床頭台に固定し、容易に画面角度の調整を行えること。
- ⑤ 地上デジタル放送及びBS放送（無料）が視聴できること。
- ⑥ イヤホンを使用するものであること。
- ⑦ 特別室以外については、スピーカーから音が出ない構造であること。
- ⑧ リモコンはワイヤレスで、周辺の他のテレビに影響を及ぼさず、操作が容易で抗菌加工されていること。

⑨ 入院案内放送及び院内中継放送が視聴できるように、2チャンネル分を用意すること。

#### 4. 液晶テレビ（腫瘍センター用）（14台）

- ① 11型程度のサイズで、外寸が、幅30cm、高さ21cm程度のものであること。
- ② 安定感のある床置きスタンドにより設置し、アームで画面角度を容易に調整できること。
- ③ 課金タイマー（液晶テレビ専用）を取付け、カード販売機から発行されるカードで利用できること。（※日額制の提案の場合は不要。ただし、利用は有料であること。）
- ④ 地上デジタル放送及びBS放送（無料）が視聴できること。
- ⑤ イヤホンを使用するものであること（スピーカーから音が出ないこと。）
- ⑥ リモコンはワイヤレスで、周辺の他のテレビに影響を及ぼさず、操作が容易で抗菌加工されていること。

#### 5. 冷蔵庫（一般室用）（838台）

- ① 20リットル程度の容量で、床頭台内に収まること。
- ② 扉は、引き出し式であること。
- ③ 省エネ・静音タイプであること。
- ④ 代替フロンを使用せず、冷却機能に優れていること。
- ⑤ 抗菌仕様で、容易に清掃及び消毒が行える構造であること。

#### 6. 冷蔵庫（特別室用）（66台）

- ① 45リットル程度の容量で、フリーザーを装備し、床頭台内に収まること。
- ② 扉は、片開き式であること。
- ③ 省エネ・静音タイプであること。
- ④ 代替フロンを使用せず、冷却機能に優れていること。
- ⑤ 抗菌仕様で、容易に清掃及び消毒が行える構造であること。
- ⑥ 利用料金は無料であること。

#### 7. 課金タイマー（一般室用：839台 特別室用：66台）（※日額制の提案の場合は不要）

- ① 液晶テレビ・冷蔵庫の使用料について課金を行えること。ただし、特別室については液晶テレビのみの課金とすること。
- ② 利用者に分かりやすく、かつ、使いやすいカード式であること。
- ③ 本院用のカード販売機から発行されるカード以外のカードを排除する機能があること。
- ④ カード残高表示が分かりやすいよう、残金額または残り時間が表示されること。
- ⑤ 入院案内放送及び院内中継放送は、無料（カードを必要としない）で視聴できること。
- ⑥ 特別室の液晶テレビについては、将来、無料設定が行えるものであること。

#### 8. ドラム式洗濯乾燥機（27台）

- ① 洗濯・脱水容量6kg、乾燥容量3kg以上のものであること。
- ② 洗濯乾燥機の寸法は、幅64cm、奥行き72cm、高さ130cm程度のものであること。
- ③ 液晶テレビ視聴時と同じカードにより、有料で利用する装備（課金タイマー）を有していること。（※日額制の提案の場合は不要。ただし、利用は有料であり、液晶テレビ・冷蔵庫とは別に支払い

ができること。)

#### 9. 製氷機 (10台)

- ① 製氷機の寸法は、幅55cm、奥行き55cm、高さ185cm程度のものであること。
- ② 製氷能力は、最大で1日当たり50kg程度のものであること。
- ③ 1回当たりの最低氷注出量が、200g程度に設定されるものであること。
- ④ 液晶テレビ視聴時と同じカードにより、有料で利用する装備(課金タイマー)を有していること。  
(※日額制の提案の場合は不要。ただし、利用は有料であり、液晶テレビ・冷蔵庫とは別に支払いができること。)
- ⑤ 静音設計であること。

#### 10. カード販売機 (12台)・カード精算機 (2台) (※日額制の提案の場合は不要)

- ① 院内において、カード発行及びカード精算が行える機器であること。
- ② カード発行及びカード精算において、金額等の記録が行えること。
- ③ カード発行及びカード精算における操作が簡易に行えること。
- ④ 床への据置き型で、安全かつ防犯上必要な措置が取られていること。
- ⑤ カード販売機は、千円紙幣に対応していること。なお、新紙幣が発行された場合は、遅滞なく対応すること。
- ⑥ カード精算機は、10円単位まで払い戻しができること。なお、精算手数料は無料とすること。

#### 11. 無線 LAN (Wi-Fi) の整備

- ① 病棟エリアでインターネットが利用出来る無線 LAN 環境を整備し、無線 LAN エリアの電波強度は-65dbm以上であること(エリアの詳細は、別紙図面のとおりに)。なお、電波干渉等により電波強度に影響が生じた場合は、本院と協議のうえ解決すること。
- ② アクセスポイント取付やスイッチングハブ設置等の工事を行う場合、病院業務に影響を与えないように配慮し、病院の監督の下で行うこと。
- ③ 無線 LAN の利用にあたっては、利用者毎に個別認証を行い不正利用ができないようにすること。
- ④ 不正アクセスや情報漏洩防止のため、最新のセキュリティ対策を施すこと。
- ⑤ 病院医療情報システムで使用している業務用無線 LAN に干渉しないようにすること。なお、2.4GHz 帯はナースコールで利用しているため、2.4GHz 帯は停波し 5GHz 帯を利用すること。
- ⑥ 無線 LAN 通信に用いる装置および配線と分配器、関連装置が本院の生体情報モニタで使用している周波数帯 420MHz~450MHz の周波数を発しないこと。また、周波数帯 420MHz~450MHz 近位の周波数を使用する場合は、相互変調により生体情報モニタの送受信に影響しないことを調査した上で設置すること。
- ⑦ 電波干渉や医療機器等で動作不良などがあった場合、問題解決に協力すること。
- ⑧ 無線 LAN の利用方法に関しては、説明書等を入院患者向けに作成して対応すること。なお、遅延や中断等の動作環境に関する問い合わせや苦情への対応は、受託者が行うこと。

#### 12. 設備の保守管理等

- ① 本システム等の維持管理、補修等の保守管理業務は、設置業者の責任の下に行い、その費用は設置業者が負担すること。



- ② 本システム等の故障及び緊急時に対応するために、年間を通じて24時間の連絡体制を整備すること。
- ③ 本システム等の故障及び鍵付き引出しの鍵を破損・紛失した際の解錠依頼等の連絡を受けた場合は、迅速（原則として30分以内）に対応すること。ただし、消灯時間以降に連絡を受けた故障については、翌朝、速やかに対応すること。
- ④ 入院患者及び設置部署等からの苦情・トラブルには、速やかに対応すること。
- ⑤ カード販売機・精算機の管理（カード補充、釣銭補充、集金等）を行うこと。（※日額制の提案の場合は不要）
- ⑥ 本システム等の清掃については、患者退院時の際、本院の感染対策を遵守の上、本院が請負契約しているリネン等管理業務の中の、ベッドメイキング作業員またはベッド清拭者と同時に作業を行うこと。なお、患者退院時の際の清掃を第三者に委託する場合は、本院がリネン等管理業務を請負契約している業者に委託すること。
- ⑦ ドラム式洗濯乾燥機（フィルターを含む）及び製氷機については、常に安定して稼働かつ清潔で利用者が気持ちよく使用できるように清掃を行うこと。

### 13. コンセント関連

- ① 電源入力仕様は、AC100V, 50HZ, 300W程度とすること。
- ② 病室内コンセントに接続する配線用差込接続器（差込プラグ）は、JIS C8303に適合する2極又は2極接地極付を使用し、1口とすること。
- ③ 電源入力に接続される全ての負荷に対して、漏電保護をすること。
- ④ 液晶テレビ及び冷蔵庫以外に接続される負荷に対しては、過電流保護（自動復帰）をすること。
- ⑤ 過電流設定値は、上記①の電力から液晶テレビ及び冷蔵庫の消費電力を除いた値とすること。

### 14. 受託者の費用負担

- ① 病院への不動産等貸付料及び管理手数料を負担すること。なお、不動産等貸付料は、別途締結する賃貸借契約に基づくこととし、本学が定める貸付単価に貸付を受ける面積を乗じて算出する。不動産等貸付料の納付は、本学が発行する請求書により行うこと。  
※貸付単価（令和5年9月現在）：1㎡あたり年間16,800円（税抜き）（貸付単価は経済情勢の変動等により定期的に変更する場合がある。）
- ② 設置した機器に係る電気料金及び上・下水道料金を負担すること。なお、電気使用量及び上・下水道使用量を検針するためのメーター等の設置に係る費用は、受託者が負担すること。
- ③ NHK受信料（BS視聴）や無線LAN整備については、受託者が受信契約等を行い、且つ必要な費用を負担すること。
- ④ 本院の入院案内放送ビデオを作成すること（費用は受託者が負担）。なお、ビデオ作成に当たっては、本院の意見を十分取り入れたものとし、内容に変更がある場合は、その都度、無償で編集・作成すること。
- ⑤ 設置時及び契約期間終了時の撤去等に係る費用を負担すること。なお、無線LAN整備にあたり内装工事や通信回線の施設工事が発生する場合は、その内容等を事前に本院と協議の上、実施すること。
- ⑥ 本院及び患者等の故意又は重大な過失なく発生した、設備の破損、紛失、盗難に対する修繕等の復旧費用を負担すること。

## 15. その他

- ① 導入時の本システムに備えるべき装置等は、すべて新品であること。
- ② 本院が示す仕様以外に特長があれば提案すること。本院で検討し有用性があると判断される場合は、評価の対象とする。
- ③ 本システムに備えるべき装置等の添付文書、取扱説明書、簡易マニュアル及び操作マニュアルについて、日本語で3部以上提供すること。また併せて、配線図面、ネットワーク構成図、添付文書、取扱説明書、簡易マニュアル及び操作マニュアルのPDFファイル(文字検索が可能な形式とする。)も提供すること。

## Ⅲ. 業務の実施体制

### 1. 実施主体

- ① 受託者は、類似業務実施の実績（北海道内で病床数400床以上の病院における実績）を有すること。
- ② 受託者は財務状況が安定しており、本委託業務を実現可能なこと。

### 2. 収支報告及び管理手数料

#### ① 収支報告

受託者は、本システム等の設置・運營業務について毎月報告するとともに、本院から求めがあった場合、本件に係る収支報告について速やかに報告すること。

#### ② 管理手数料

受託者は、本システム等の設置・運營業務を受託するにあたり、本院に管理手数料を支払うものとする。

なお、本システム等の日常清掃（休日を除く毎日）は、本院において実施するので、これに係る経費を管理手数料に積算の上提案すること。

・管理手数料は、収支報告に基づき、売上金の合計額に一定の割合を乗じた金額とする。

・受託者は、管理手数料の算出にあたり、年間の売上げ見込額、各種数値の根拠、算出方法を、企画書にて、本院に提示すること。

・管理手数料の納付は、本院が発行する請求書により指定日までに入金すること。

ただし、管理手数料に代えて本院にとって有利な提案がなされた場合は、この限りではない。

### 3. スタッフ

- ① 受託者は、予め業務従事者の名簿を本院に提出するとともに、制服及びネームプレートを着用させること。なお、制服及びネームプレートについては、病院内の作業における機能性も含め、入院患者の目にふれることを配慮したデザインであること。
- ② 受託者は、責任を持って業務従事者の労務管理及び健康管理を行い、労働安全衛生法に基づく定期（又は臨時）健康診断を業務従事者に必ず受診させ、その結果を本院に報告すること。
- ③ 業務従事者の健康に係るその他の事柄については、入院患者や他の者への院内感染防止を図るため、別紙1「感染予防について」に基づき、管理監督を行うこと。

#### 4. 個人情報の取扱い

- ① 個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ② 受託者は、本委託業務において知り得た個人情報等について第三者に漏らしてはならない。

#### 5. 本院職員との連携

- ① 本院担当者に対して、本システム等を使用するための教育訓練を行うこと。
- ② 設置後及び稼働後において、本院担当者の変更等で、新たに教育訓練が必要となった場合に対応する体制を有すること。
- ③ 本院と受託者との意思疎通を密に図り、インシデント等が発生した際には迅速に対応すること。

#### 6. その他

- ① 本仕様書に記載のない事項や詳細な内容については、契約締結の際に本院と受託者の協議により決定するものとする。
- ② 企画書の提案内容を踏まえ、契約締結の際に、本院及び受託者との協議により、仕様書を確定するものとする。
- ③ 使用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示または掲出は認めない。使用許可を受けた場所での張り紙、看板等の表示または掲出を行う場合は、事前に本院の承諾を得ること。
- ④ 利用者からの問い合わせや苦情に対しては、誠意を持って対応すること。
- ⑤ 運営に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて受託者の責任において行い、申請・届出等の状況を本院に報告すること。
- ⑥ 故意又は重大な過失により本院に損害を与えた場合は、その費用を負担するものとする。
- ⑦ 委託業務開始のための各種準備を行う場合は、入院患者及び本院業務に十分配慮して行うこと。
- ⑧ 次期業務期間に業務を継続しない場合は、新規に業務を行うものに対し本業務開始日より支障なく業務を実施できるよう業務の引継ぎを行うこと。
- ⑨ 本院の駐車場及び施設が狭隘のため、業務従事者の駐車場及び休憩室は受託者が別に確保すること。

## 企画書の記載要領

「床頭台及びテレビシステム等の設置・運営業務」に係る企画書等の作成にあたっては、本要領に従うものとする。

1. 審査基準（別紙3）の内容を踏まえながら、提出書類を作成すること。特に、『4. 評価項目』に記載する事項について、わかりやすい記載となっていること。

1-1. 『4. 評価項目 ② 提案料金は妥当であり、入院患者が利用しやすい価格となっていること。』について、設置機器の使用料金（提案金額）の算出根拠に関する記載が含まれていること。

1-2. 『4. 評価項目 ④ 常に安定した稼働及び清潔さを保ち利用者が気持ちよく利用できる提案となっており、トラブルの対応を適切に行える提案となっていること。』について、休日や平日の時間外における不測の事態への対応方法に関する記載が含まれていること。

1-3. 『4. 評価項目 ⑤ 利用者からの問い合わせ、相談及び苦情等への対応を適切に行えること。』について、利用者からの問い合わせ、相談及び苦情等への対応方法に関する記載が含まれていること。

1-4. 『4. 評価項目 ⑥ 床頭台及びテレビシステム等の設置・運営業務の実績があり、本院で確実に業務が実施できると見込まれるとともに、経営面の健全性に問題はないこと。』について、業務運営に関する収支計画に関する記載が含まれていること。

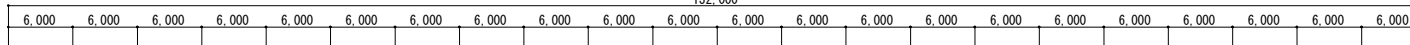
1-5. 『4. 評価項目 ⑧ 業務開始に係る各種準備は、入院患者及び本院業務に配慮したものとなっていること。』について、取付・設置等工事、物件搬入等の業務開始までの準備に関するスケジュールの記載が含まれていること。

また、業務開始前に実施する本院担当者への教育訓練の内容及び本院と受託者間の連絡体制に関する記載が含まれていること。

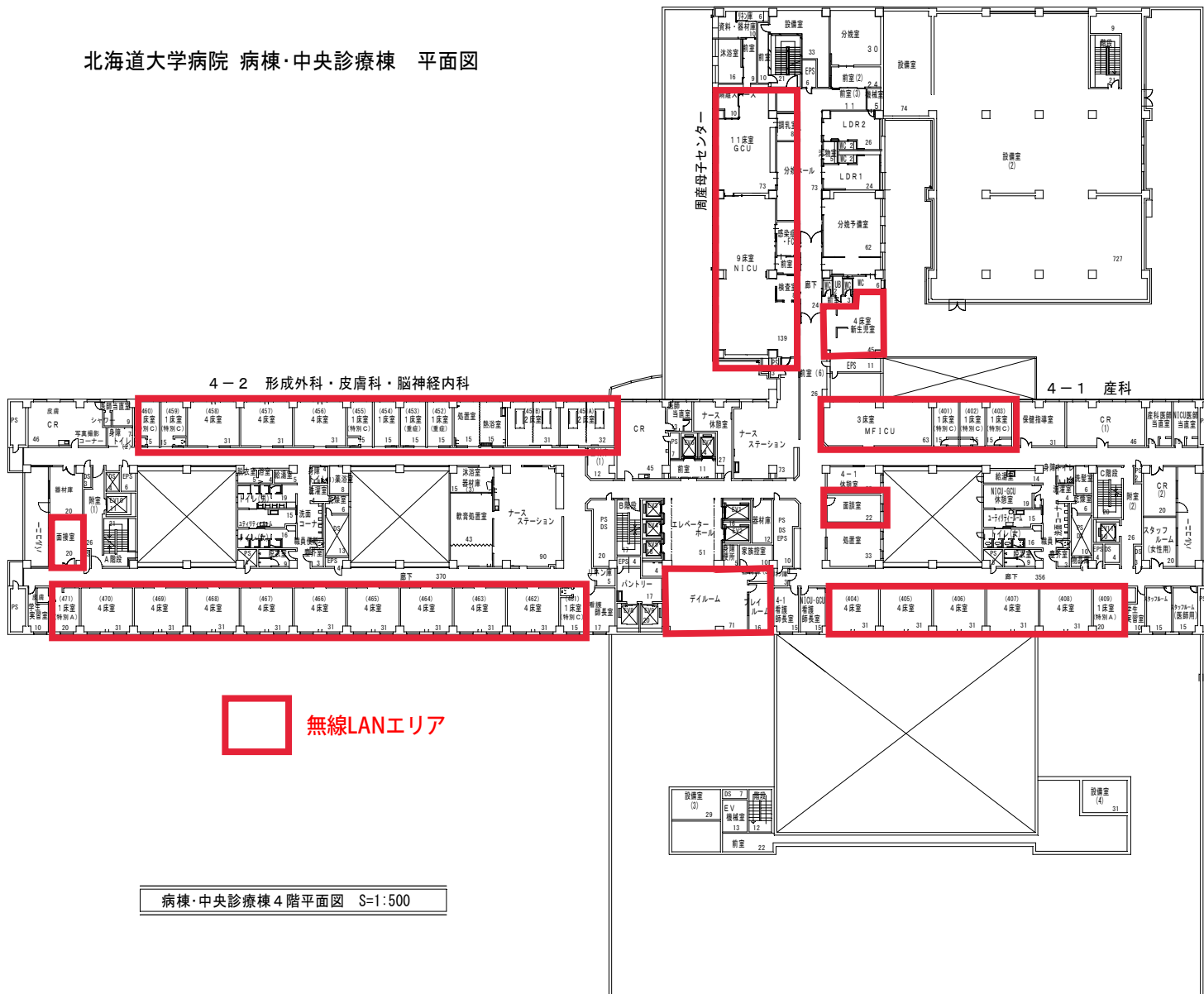
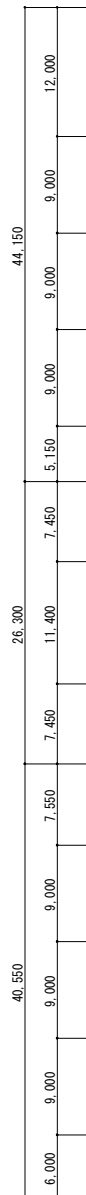
2. 書式は、様式指定があるもの以外、用紙サイズA4縦版横書きとし、MS Pゴシック（11p）を基本とする。

また、必要に応じて図表等を用いてわかりやすく記述すること。



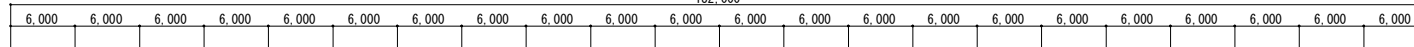


# 北海道大学病院 病棟・中央診療棟 平面図

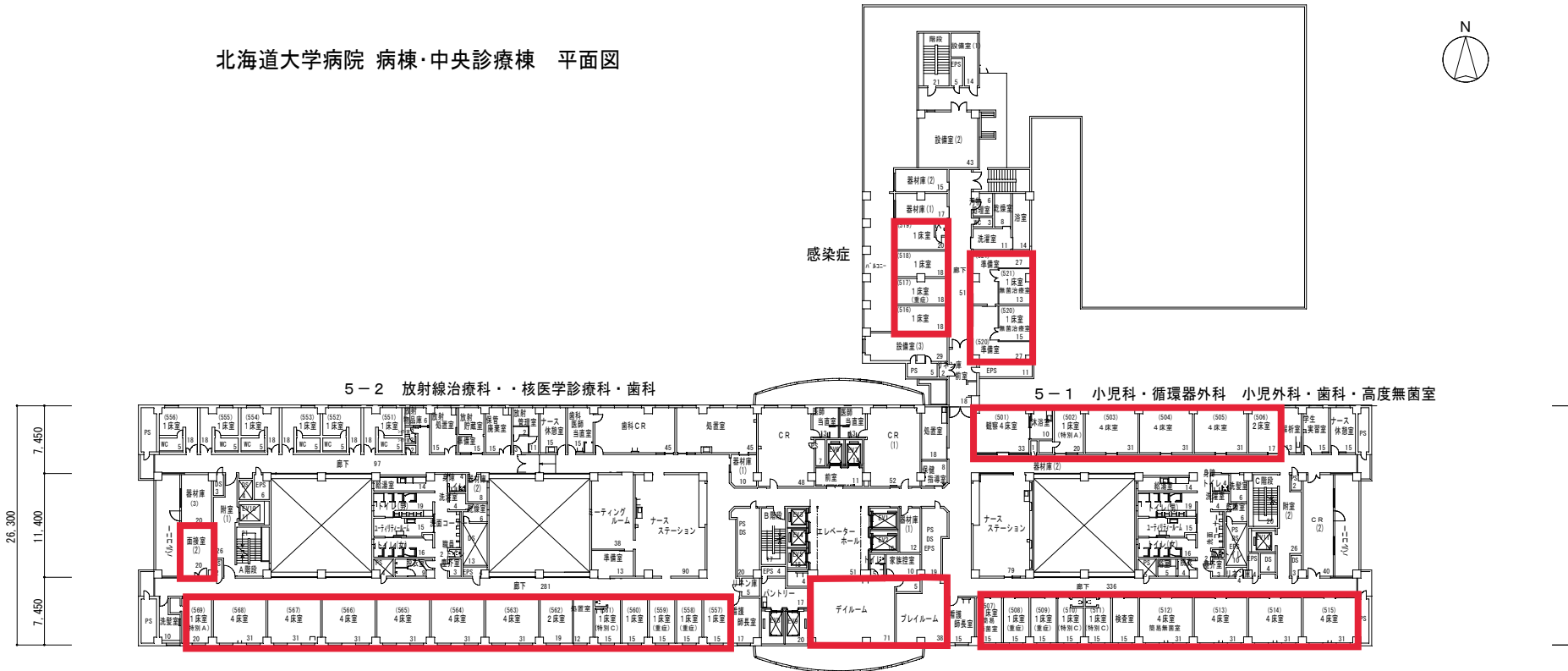


111.000

病棟・中央診療棟 4階平面図 S=1:500

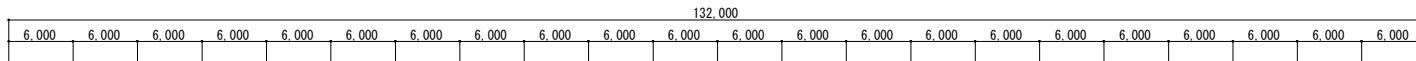


### 北海道大学病院 病棟・中央診療棟 平面図

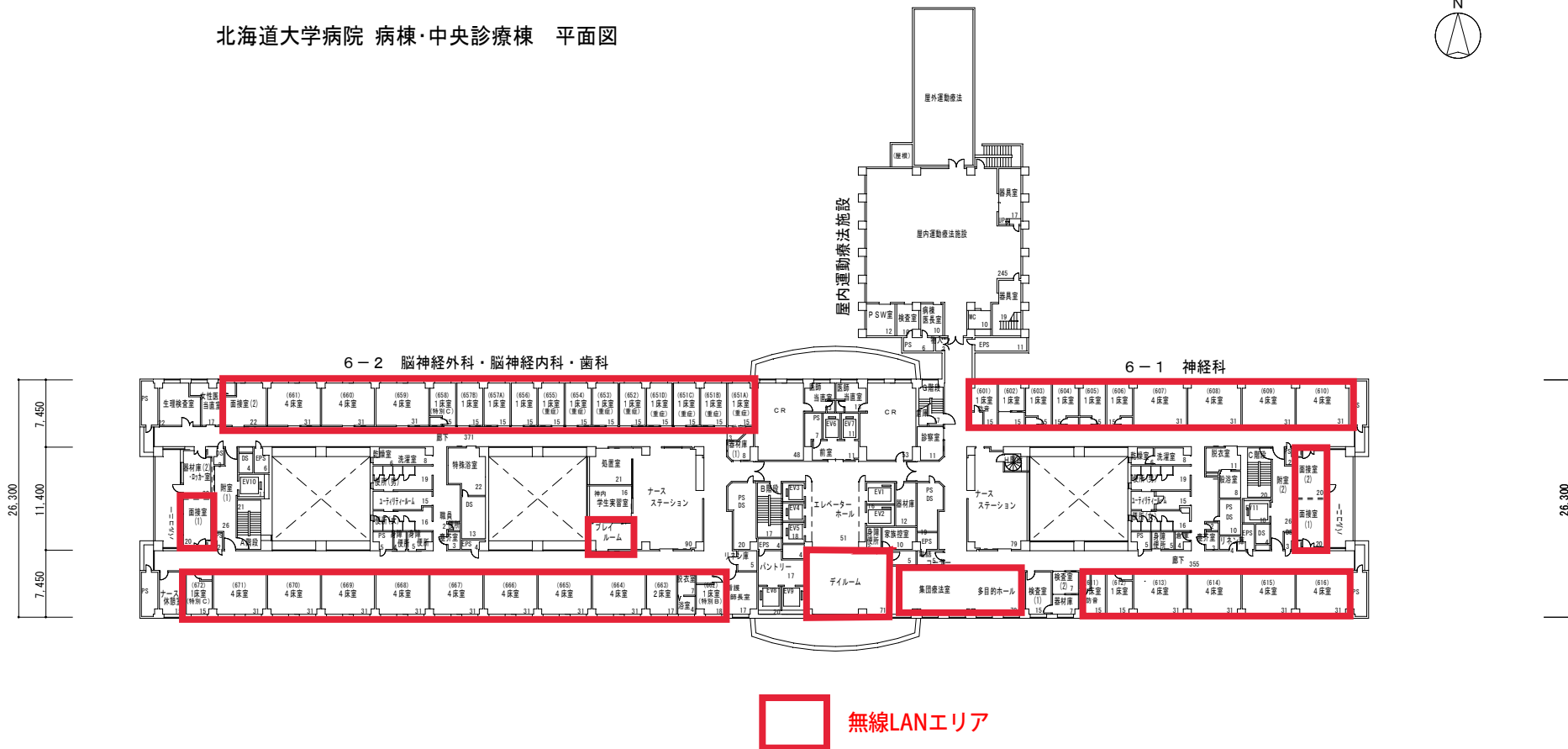


 無線LANエリア

病棟・中央診療棟 5階平面図 S=1:500



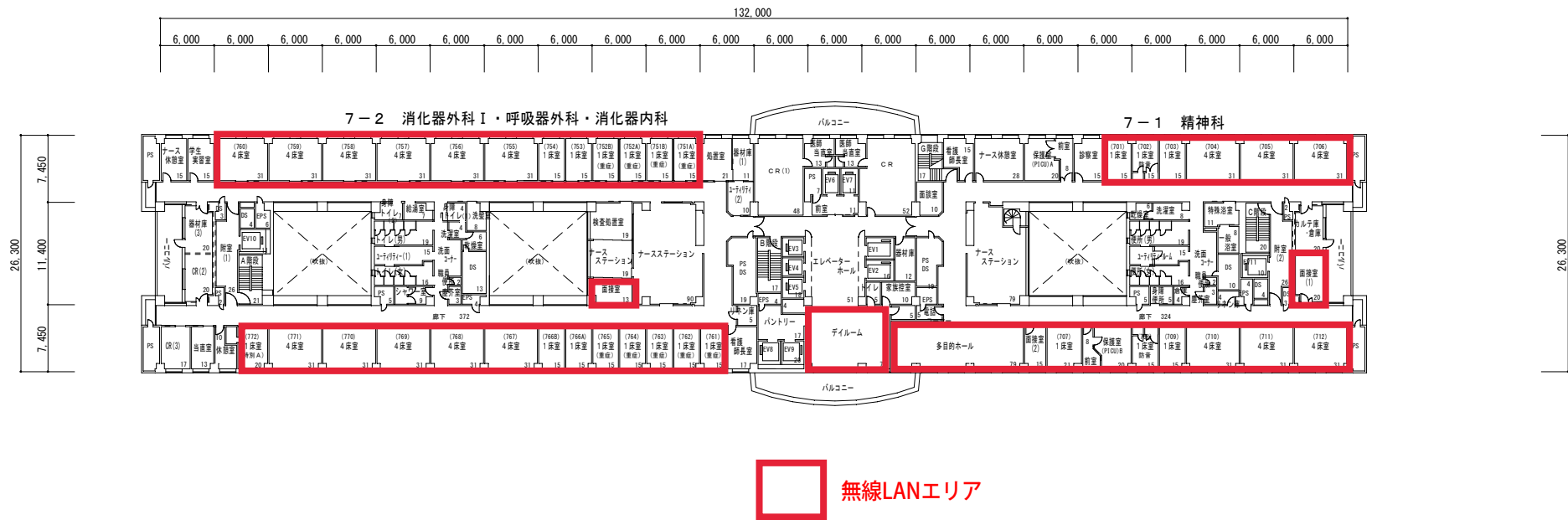
北海道大学病院 病棟・中央診療棟 平面図



病棟・中央診療棟 6階平面図 S=1:500



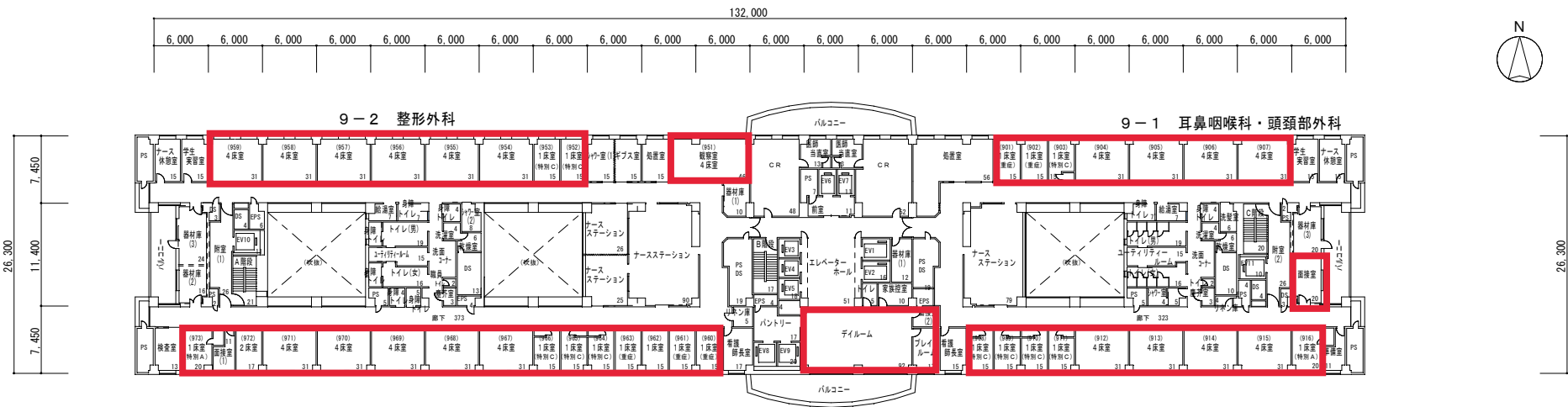
北海道大学病院 病棟・中央診療棟 平面図



病棟・中央診療棟 7階平面図 S=1:500



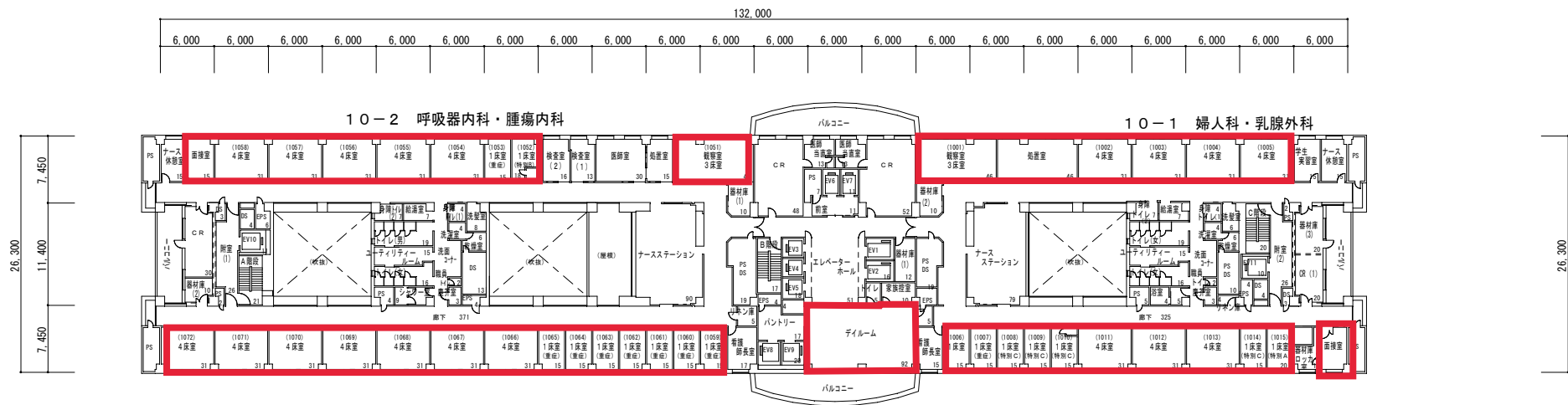
北海道大学病院 病棟・中央診療棟 平面図



病棟9階平面図 S=1:500

無線LANエリア

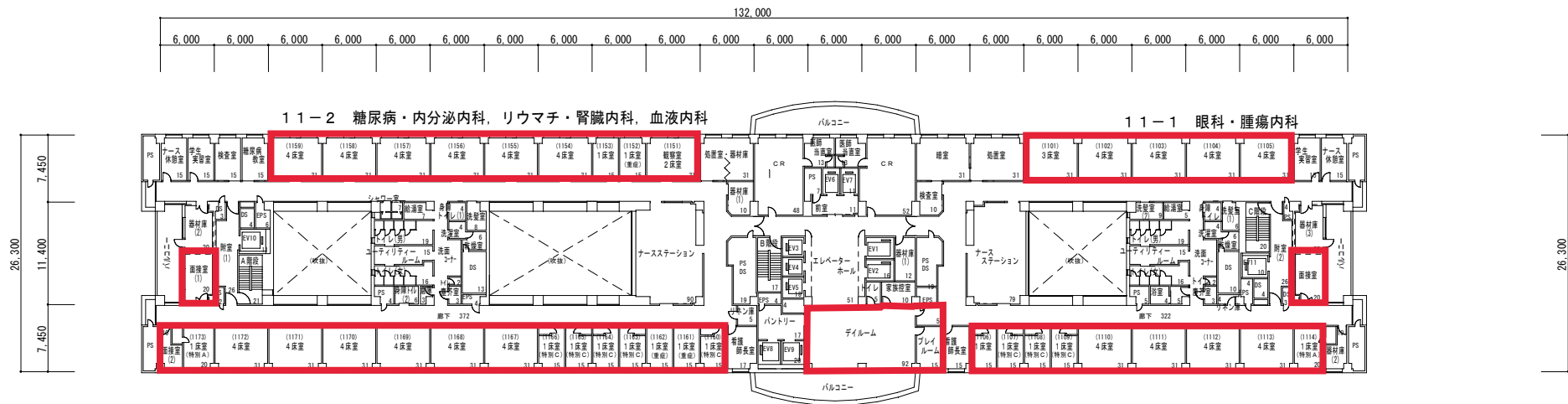
# 北海道大学病院 病棟・中央診療棟 平面図



病棟10階平面図 S=1:500

無線LANエリア

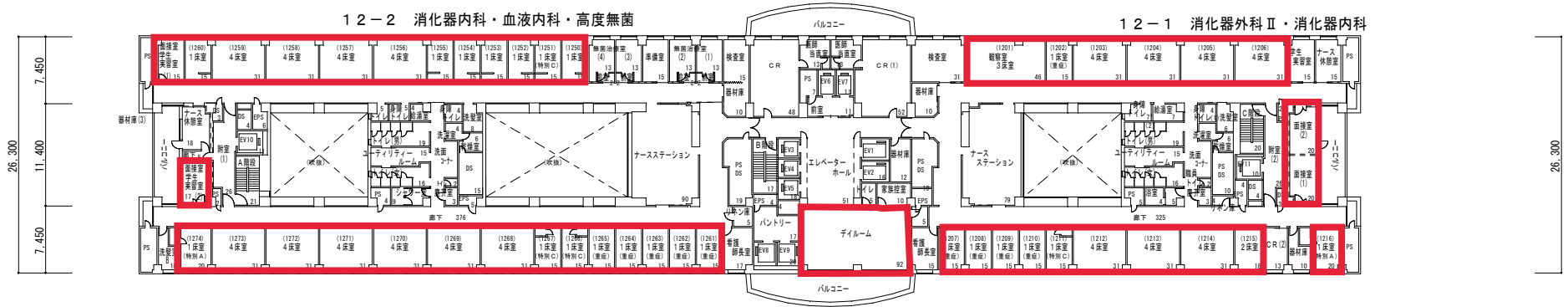
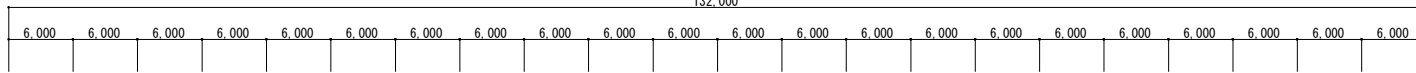
北海道大学病院 病棟・中央診療棟 平面図



病棟11階平面図 S=1:500

北海道大学病院 病棟・中央診療棟 平面図

132,000



病棟12階平面図 S=1:500

無線LANエリア

## 感染予防について

- 第1 受託者は、多数の患者が入院あるいは来訪する病院という特別な場所における業務であることを念頭において、業務を行う。
- 第2 受託者は、患者や他の者への院内感染防止のため、受託者が北海道大学病院に派遣する業務従事者の健康状況を、常に把握しなければならない。
- 第3 受託者は、業務従事者の健康診断書の「胸部検査」欄に「異常なし」以外の記載がある場合、「総合判定」欄に記載された指示（例：要再検、要治療等）に速やかに従い、医療機関を受診させると同時に、これらの内容を委託者に速やかに報告する。
- 第4 受託者は、結核の可能性が高い業務従事者については、結核が否定されるまでは、患者、職員その他の者と接触する場所で就労させてはならない。
- 第5 受託者は、業務従事者が発熱、頭痛、咳、鼻汁、筋肉痛、関節痛、全身倦怠感、咽頭痛、嘔吐、下痢、腹痛、皮膚の発疹（発赤、かゆみ、水ぶくれなど）、眼の充血や痛み、耳の下周辺の痛みなどの感染性を疑わせる症状があることを確認した場合、直ちに休養もしくは医療機関への受診を勧奨するとともに、経過を確認したうえで、北海道大学病院内の就労の適否を検討し、その結果を委託者に速やかに報告する。
- 第6 受託者は、北海道大学病院に派遣する業務従事者の健康管理を十分に実施し、業務従事者に感染予防に関する指導・教育を行うものとする。
- 北海道大学病院内で業務従事者からの感染症等が発生した場合は、受託者は直ちに二次感染等のリスク防止に努めるとともに、委託者が損害を蒙った場合には、責任割合に応じた費用負担の責に任じる。

上記内容を受託者は熟知した上で、業務従事者に業務を行なわせるものとする。

## 別紙 2

### 個人情報取扱特記事項 (国立大学法人北海道大学役務提供契約基準 妙出)

※「発注者」は「委託者」に、「受注者」は「受託者」に読み替えることとする。

(個人情報に係る秘密の保持)

第 36 受注者は、発注者から提供された「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）」第 2 条第 1 項に規定する個人に関する情報又は知り得た個人に関する情報（以下「個人情報」という。）がある場合は、当該個人情報を次の各号の定めに従って取り扱わなければならない。

- (1) 個人情報について秘密保持の義務を負うものとし、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。なお、契約期間の終了後も同様とする。
  - (2) 個人情報を利用するに当たっては、この契約を履行するため必要な場合に限るものとし、当該契約の履行以外の目的のために個人情報を利用してはならない。
  - (3) この契約を履行するため必要な場合を除き、個人情報の複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。
  - (4) 個人情報を管理・保管している媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの防止、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。
  - (5) この契約の履行後、個人情報を消去するとともに発注者から提供された個人情報の媒体があるときは、当該媒体を発注者に返却又は受注者の責任において消去処分しなければならない。
  - (6) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うため管理方法及び管理体制を定め、これを書面により発注者に通知するとともに、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報を管理しなければならない。
- 2 受注者は、前項各号に定めるもののほか、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）その他関係法令に定められた責務を遵守するものとする。
  - 3 発注者は、受注者の個人情報の管理の状況について、受注者の事業所、事業場等において臨時に検査することができる。この場合において、受注者は、発注者から改善要求等があったときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。
  - 4 受注者は、個人情報の漏えい等が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、直ちに発注者に連絡しなければならない。
  - 5 受注者は、発注者の事前の書面による承諾のない限り、この契約の全部又は一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。第6項、第7項及び第8項において同じ。）に委任又は請け負わせてはならない。
  - 6 受注者は、この契約の全部又は一部を第三者に委任又は請け負わせる場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう必要な措置を講じなければならない。また、受注者は、当該第三者との契約書等に次の各号に定める事項を明記するとともに、当該第三者における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。
    - (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
    - (2) 再々委託の制限又は事前承認等再々委託に係る条件に関する事項
    - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
    - (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
    - (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
    - (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
  - 7 受注者は、この契約の全部又は一部を第三者に委任又は請け負わせる場合には、この契約に



係る個人情報の当該第三者における管理状況について、少なくとも年1回以上、原則として  
実地検査により確認するものとする。ただし、必要に応じて発注者自らが当該検査等を行う  
ことができるものとする。

- 8 前2項は、個人情報の取り扱いに係る業務について当該第三者が別の第三者に再々委託を行  
う場合に準用するものとし、以降も同様とする。
- 9 前各項に違反し、個人情報の漏えい等の損害が発生した場合は、受注者はその賠償責任を負  
うものとする。
- 10 発注者は、受注者が前各項に違反した場合は、直ちにこの契約を解除することができるも  
のとする。この場合においても、受注者は前項の賠償義務を免れないものとする。

# 審査基準

(床頭台及びテレビシステム等の設置・運営業務)

## 1. 審査方法

企画書の提案内容に基づき、北海道大学病院（以下「本院」という。）に設置された床頭台及びテレビシステム等の設置・運営業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

なお、必要に応じて審査期間中に企画提案の内容について、追加資料の提出や聞き取り等を依頼する場合がある。

## 2. 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ絶対評価にて行うものとする。各審査委員は、4. に示す評価項目ごとに、5. に示す評価基準に基づき点数化する。各審査委員の点数（合計点）がその企画提案の評価点となる。

なお、1者からカード制と日額制の両方の提案があった場合、それぞれを1つの企画提案として評価を行う。

## 3. 選定方法

提案された企画について審査を行い、評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。

## 4. 評価項目

### (1) 本院が示す仕様に関する評価

- ① 床頭台及びテレビシステム等は、入院患者が利用しやすく、本院担当者が扱いやすい構成となっていること。
- ② 提案料金は妥当であり、入院患者が利用しやすい価格となっていること。
- ③ 不正アクセスや情報漏洩防止のための十分なセキュリティ対策が施されており、入院患者がストレスなく利用できる無線LAN環境となっていること。
- ④ 常に安定した稼働及び清潔さを保ち利用者が気持ちよく利用できる提案となっており、トラブルの対応を適切に行える提案となっていること。
- ⑤ 利用者からの問い合わせ、相談及び苦情等への対応を適切に行えること。
- ⑥ 床頭台及びテレビシステム等の設置・運営業務の実績があり、本院で確実に業務が実施できると見込まれるとともに、経営面の健全性に問題はないこと。
- ⑦ 本院の収入となる管理手数料の積算金額は妥当であること。
- ⑧ 業務開始に係る各種準備は、入院患者及び本院業務に配慮したものとなっていること。

### (2) 本院が示す仕様以外の特長に関する評価

業務の創意工夫（ノウハウ、サービス向上のための工夫）がなされており、特色ある取組やセールスポイントを有していること。

### (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

## 5. 評価基準

(1) 4. に示す評価項目の「(1) 本院が示す仕様に関する評価 (①)」については、以下の6段階評価にて採点を行う。

大変優れている = 15点	優れている = 12点	普通 = 9点
やや劣っている = 6点	劣っている = 3点	不可 = 0点

(2) 4. に示す評価項目の「(1) 本院が示す仕様に関する評価 (②~⑧)」及び「(2) 本院が示す仕様以外の特長に関する評価」については、以下の6段階評価にて採点を行う。

大変優れている = 10点    優れている = 8点    普通 = 6点  
やや劣っている = 4点    劣っている = 2点    不可 = 0点

(3) 4. に示す評価項目の「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
  - ・プラチナえるぼし認定の場合 = 5点
  - ・認定段階3（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）の場合 = 4点
  - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）の場合 = 3点
  - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）の場合 = 2点
  - ・「一般事業主行動計画」（一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る）策定済みの場合 = 1点
- ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定）
  - ・プラチナくるみん認定の場合 = 5点
  - ・くるみん認定（令和4年4月1日以降の基準）の場合 = 4点
  - ・くるみん認定（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）の場合 = 3点
  - ・トライくるみん認定の場合 = 3点
  - ・くるみん認定（平成29年3月31日までの基準）の場合 = 2点
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
  - ・ユースエール認定の場合 = 4点
- ④ 上記以外 = 0点

別紙様式 I

参加申込書

私は、国立大学法人北海道大学における  
「北海道大学病院床頭台及びテレビシステム等の設置・運営業務」に係る公募に参加します。

令和 年 月 日

北海道大学病院長 殿

住 所  
法人名又は商号  
代 表 者

印

## 誓 約 書

私は、国立大学法人北海道大学における「北海道大学病院床頭台及びテレビシステム等の設置・運営業務」に係る公募に参加するにあたり、日本国の法令、国立大学法人北海道大学契約規程を遵守し、過去5年間において、談合等の不正行為は一切行っていないこと、及び今後も一切行わないことを誓約いたします。後日、不正行為があると認められた場合には、契約後であっても、契約を解除し、いかなる処分を受けても、異議の無いことを併せて誓約いたします。

また、公共機関等（国・地方公共団体・国立大学法人等）において、過去5年間、取引停止処分を受けていないこと、並びに請負者の責めに帰す事由による契約前辞退または契約解除が無いことを誓約いたします。

なお、本誓約書に記載の内容に相違する事実が判明した場合には、契約の無効あるいは、契約後において、契約を取り消されても、異議を申し立てません。また、この誓約書の写しが、公正取引委員会等の適正な捜査機関に送付されても、異議はありません。

令和 年 月 日

北海道大学病院長 殿

住 所  
法人名又は商号  
代 表 者

⑩

別紙様式3

質 問 書

令和 年 月 日

北海道大学病院 管理課施設企画係長 殿

住 所  
法人等名  
所属・氏名  
TEL/FAX  
メールアドレス

「北海道大学病院床頭台及びテレビシステム等の設置・運営業務」に係る質問書を別紙のとおり提出いたします。

法人等名 \_\_\_\_\_

項目	Ⅱ. 1. 床頭台①
質問要旨	

項目	Ⅱ. 3. 液晶テレビ②
質問要旨	

項目	Ⅱ. 5. 冷蔵庫④
質問要旨	

項目	
質問要旨	

項目	
質問要旨	

※必要に応じて，行やページを増やしてください。

別紙様式 4

仕様書における「Ⅱ. 床頭台及びテレビシステム等の構成等」に対する提案内容の対応表

項目	仕様書	提案内容	資料箇所
1.	床頭台（一般室用）（834台）	<p><b>※記入時の注意事項</b></p> <p>①企画書の作成にあたっては、本仕様書の要求要件をどのように満たすか？或いは、どのように実現するかを要求要件毎に具体的且つ分かりやすく説明すること。</p> <p>②本仕様書の要求要件に対して、単に「はい、できます」、「はい、提案します」、「有します」といった提案では、評価に支障を来すので、注意すること。</p>	<p>提案事項が記載されている箇所が分かり易いように、パンフレット等にラベル及びアンダーライン等を付けること。</p>
①	床頭台の寸法は、幅50cm、奥行き55cm、高さ180cm程度であること。		
②	収納スペースが、上段及び下段に・・・。		
③	上段の収納スペースの扉は・・・。		
～			
②	2極コンセント及びUSBコンセントが1口ずつあること。		
<p><b>※本院の仕様を上回る機能や特徴がある場合は、その内容について詳細に記載願います。</b></p>			
2.	床頭台（特別室用）（66台）		
①	床頭台の寸法は、幅60cm、奥行き55cm、高さ180cm程度であること。		
②	収納スペースが、上段及び下段に・・・。		
③	下段に鍵付きの引出しがあること。		
～			

※必要に応じて、行やページを増やしてください。



別紙様式 5

設置機器の使用料金（税込み）

カード制の場合

No.	設置機器	台数	現行料金	提案料金	備考
1	液晶テレビ	919	1,000円/20時間		
2	冷蔵庫	904	100円/1日		
3	洗濯乾燥機	27			
	洗濯機	27	100円/1回		参考
	乾燥機	20	100円/30分		参考
4	製氷機	10	20円/1回		

日額制の場合

No.	設置機器	台数	現行料金	提案料金	備考
1	液晶テレビ, 冷蔵庫			/1日	
2	洗濯乾燥機	27			
	洗濯機	27	100円/1回		参考
	乾燥機	20	100円/30分		参考
3	製氷機	10	20円/1回		

## 無線LAN整備に関する資料

## ネットワーク構築

項目	本院が求める条件	提案内容
プロバイダ回線の数および通信速度	同時接続クライアント数833で、ストレスなく動画の2K視聴が可能であること	
認証方式	不正利用ができないように、利用者毎に個別認証を行うこと	

## アクセスポイント (AP)

項目	本院が求める条件	提案内容
無線LAN規格	Wi-Fi5以上に対応していること	
AP設置数及びAP 1箇所あたりの収容クライアント数	病棟エリア内の端末で、ストレスなく動画の2K視聴が可能であること	
暗号方式	暗号方式は、WAP 2方式またはWAP 3方式とすること	

## スイッチングハブ (SW)

項目	本院が求める条件	提案内容
スイッチング容量	ストレスなく動画の2K視聴が可能であること	
動作保証温度	摂氏45度以上であること	

## 1. 施設使用料（年間）の積算内訳（税抜き）

No.	設置機器	台数	1台あたりの面積（㎡）	延べ面積（㎡）	施設使用料（円） （延べ面積×16,800円※）
1	床頭台	900			
2	液晶テレビ （腫瘍センター分）	14			
3	洗濯乾燥機	27			
4	製氷機	10			
5	カード販売機	12			
6	カード精算機	2			
7	無線LANに関連する 機器				
	合 計				

注）面積は小数点以下第三位を四捨五入の上，記入すること。

※貸付単価は経済情勢の変動等により定期的に変更する場合がある。

## 2. 管理手数料（年間）の積算内訳（税込み）

年間の売上見込み額（円） （a）	年間の売上見込み額に対する割合 （％） （b）	管理手数料（円） （a×b）
「年間の売上見込み額」の根拠，算出方法等		
「年間の売上見込み額に対する割合」の根拠，算出方法等		

## 1. 施設使用料（年間）の積算内訳（税抜き）

No.	設置機器等	台数	1台あたりの面積（㎡）	延べ面積（㎡）	施設使用料（円） （延べ面積×16,800円※）
1	床頭台	900			
2	液晶テレビ （腫瘍センター分）	14			
3	洗濯乾燥機	27			
4	製氷機	10			
5	無線LANに関連する 機器				
6	受付窓口等				
	合 計				

注）面積は小数点以下第三位を四捨五入の上，記入すること。

※貸付単価は経済情勢の変動等により定期的に変更する場合がある。

## 2. 管理手数料（年間）の積算内訳（税込み）

年間の売上見込み額（円） （a）	年間の売上見込み額に対する割合 （％） （b）	管理手数料（円） （a×b）
「年間の売上見込み額」の根拠，算出方法等		
「年間の売上見込み額に対する割合」の根拠，算出方法等		

## 委 託 契 約 書 (案)

委託契約件名 床頭台及びテレビシステム等の設置・運營業務

委託者 国立大学法人北海道大学（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○（以下「乙」という。）は、北海道大学病院（以下「本院」という。）の「床頭台及びテレビシステム等（以下「物件」という。）の設置・運營業務」（以下「設置・運營業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

第 1 条 甲は、国立大学法人北海道大学固定資産管理規程第 15 条に基づき、乙から物件を設置するための借受申請書を受領し、賃貸借契約を締結するものとする。

2 乙は、施設等の全部又は一部を第三者に貸与し又は利用させ、若しくは設置・運營業務以外の用に供してはならないものとする。

3 この契約において、乙の履行すべき給付内容は、本契約条項のほか、仕様書、公募要項及び乙が提出した企画提案書類並びにその他関係書類で明記されたものとする。

### （設置・運営の期間）

第 2 条 設置・運営の期間は、令和 6 年 2 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。

### （設置場所）

第 3 条 物件の設置場所は、本院内（札幌市北区北 14 条西 5 丁目）とする。

### （物件の保守）

第 4 条 甲は、物件の故障、損壊、盗難、その他の異状を発見した時は、遅滞なくこれを乙に連絡し、乙は、早急に対応するものとする。

2 物件の修理又は調整に要する費用は、乙の負担において行うものとする。

3 乙は、甲の許可を得て、物件の随時点検を行うことができるものとする。ただし、乙の技術員は予め、その身分を証明するものを甲に提示して、点検を行うものとする。

### （物件の管理及び種類）

第 5 条 物件の管理は、乙が行うものとする。

2 物件の種類は、別表のとおりとする。

### （物件の変更等）

第 6 条 物件の一部変更、追加、取替、改造及び据付場所の変更をする必要が生じたときは、甲・乙間において協議の上、これを行うものとする。

2 前項により、契約内容を変更する必要が生じた場合は、この契約を変更できるものとする。

### （乙の責務）

第 7 条 乙は、設置・運營業務を実施するに際しては、関連する法令、規則等を遵守すると共に、善良なる管理者の注意をもって誠実に履行するものとする。

2 乙は、設置・運營業務を実施するにあたっては、良質なサービス等を提供するものとする。

3 乙は、いかなる理由によっても甲の社会的信用を失墜させたり、利用者等の不利益となる行為をしてはならないものとする。

4 乙は、設置・運營業務を実施する際にトラブルが発生した場合は、乙の責任において解決を図るものとする。

(費用)

第8条 物件等の設置に伴い発生する以下の各号の費用については、乙が支払うものとする。

① NHKの受信料は、乙の負担とし、NHKに対する折衝も乙が行うものとする。

② 入院案内放送は、甲と協議の上作成し、その費用は乙が負担するものとする。

③ 物件の設置時及び契約期間終了時の撤去に係る費用は、乙の負担とする。

(光熱水料)

第9条 物件の使用に係る電気料及び上・下水道料は、乙が甲に支払うものとする。

2 乙は、物件の電気使用量及び上・下水道使用量を、毎月末日までに検針し甲に報告するものとする。

3 乙は、甲が発行する請求書を受領した月の翌月末日までに、甲の指定する口座に振り込むものとする。

(売上金)

第10条 売上金は、乙に帰属するものとする。

(管理手数料)

第11条 乙は、第17条第1項の毎月収支報告書に基づき、売上額(カード精算額等を控除した額)を毎月末日で締め切り、毎月売上額の〇〇%に相当する金額を翌々月15日までに甲の発行する請求書により納入するものとする。

(利用料金)

第12条 物件の利用料金は、以下の各号のとおりとする。

<カード制の場合>

① テレビ 1時間利用につき〇,〇〇〇円

② 冷蔵庫 1日利用につき〇〇〇円

③ 洗濯乾燥機 1回利用につき〇〇〇円

④ 製氷機 1回利用につき〇〇円

<日額制の場合>

① テレビ・冷蔵庫 1日利用につき〇〇〇円

② 洗濯乾燥機 1回利用につき〇〇〇円

③ 製氷機 1回利用につき〇〇円

(契約の解約)

第13条 甲又は乙は、この物件の契約期間満了前にこの契約を解除するときは、解約期日の3ヶ月前までに文書をもって、その旨を相手方に通知し、契約の解除に関する協議を行うものとする。

2 前項による物件の引き取りに要する費用は、甲の責に帰すべき事由により契約を解除したときは、甲の負担とする。ただし、乙の責に帰すべき事由により契約を解除したときは、乙の負担とする。

3 甲は、乙が本契約に違反したときは、直ちに契約を解除できるものとする。この場合、甲に生じた損害については、乙に損害賠償請求できるものとする。

4 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 手形、小切手等を不渡りにする等、支払停止の状態に陥ったとき

(2) 仮差押、差押、仮処分、競売等の申立を受けたとき

(3) 銀行取引停止の処分を受け、または破産手続、特別清算手続、民事再生手続もしくは会社更生手続等開始の申立があったとき、または著しい信用不安を生じたとき

(4) 法令に違反し、または公序良俗に反する行為を行ったとき

(5) 反社会的勢力であることが判明し、または反社会的勢力との関係が判明したとき

(6) 重大な過失または背信行為があったとき

(7) その他本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき

5 甲は、甲及び乙が設置・運營業務の継続が不可能と認めたときは、本契約を解除できるものとする。

6 甲は、貸与した施設等の一部を変更することとなったときは、乙と誠意をもって協議の上、本契約の解除又は契約の一部を変更できるものとする。

7 乙は、前3項の規定により契約の解除又は契約の一部変更があった場合、甲に対して異議の申し立て、営業権の保証等の損害賠償その他一切の請求を行使することができないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責に帰する事由により施設等に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として甲に支払わなければならないものとする。

ただし、損害を与えた施設等を現状に回復したときは、この限りではない。

2 前項に掲げる場合のほか、第1条第3項において規定する乙の履行すべき給付内容を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、甲が故意若しくは重大な過失によって物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができるものとする。

4 乙が保守義務を履行中、その責に起因する事故によって、甲並びに第三者に損害を与えた場合は、乙がその損害を賠償するものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙及び乙の技術員は、保守管理の実施にあたり知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならないものとする。

2 前項の規定は、本契約の終了後においても同様とする。

3 乙は、前2項に違反し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。  
(個人情報の管理)

第16条 甲が保有する個人情報（以下「個人情報」という。）については、乙に個人情報の適切な管理を求めるため、その取扱いに関する確認書を別途取り交わすものとする。  
(運營業務の業務状況等の報告等)

第17条 乙は、毎月収支報告書を翌月20日までに本院管理課に提出するものとする。

2 乙は、当該物件に係る決算について、当該年度ごとに損益計算書及び附属明細書並びに業務費の明細書等を甲に提出するものとする。

3 乙は、業務に関し監督官公庁から指摘、指示を受けたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

4 乙は、甲が業務状況及び施設等の管理状況等について報告を求めたときは、これに応じなければならないものとする。

5 甲は、施設等を随時に実地調査し、乙にその管理に関し指示することができるものとする。

(紛争の解決)

第18条 この契約について、甲・乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上、これを解決するものとする。

(合意管轄)

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人北海道大学を管轄区域とする札幌地方裁判所とする。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議の上、定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲・乙は記名の上押印し、双方各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 札幌市北区北8条西5丁目  
国立大学法人北海道大学  
総長 寶金清博

乙 ○○市○○○○  
株式会社○○○○



別表

物 件 名	用 途	台 数
床頭台	一般室用	834台
〃	特別室用	66台
テレビ	一般室用	839台
〃	特別室用	66台
〃	腫瘍センター用	14台
冷蔵庫	一般室用	838台
〃	特別室用	66台
課金タイマー (※)		905台
洗濯乾燥機		27台
製氷機		10台
カード販売機 (※)		12台
カード精算機 (※)		2台
無線 LAN (Wi-Fi) に関連する設備		
受付窓口等に関連する設備		

(※) 日額制の場合は不要。

## 個人情報等取扱確認書

委託者 国立大学法人北海道大学(以下、「甲」という。)と受託者 (以下、「乙」という。)は、令和 年 月 日付けで締結した「床頭台及びテレビシステム等の設置・運營業務委託契約」(以下「委託契約」という。)に基づき、乙が取り扱う甲の個人情報又は乙が委託契約の業務を履行する過程において収集、作成する個人情報及びその他の情報(以下「個人情報等」という。)は、甲の重要な秘密であるため、当該個人情報等の取扱いについて、甲、乙間で次の事項を確認する。

### (秘密保持)

第1条 乙は、委託契約の業務において知り得た甲の個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

### (個人情報等の管理体制)

第2条 乙は、個人情報等の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。

2 乙は、前項の義務を履行するための管理体制及び実施体制について、書面により甲に通知し、当該内容に変更等がある場合には、速やかに甲に届け出るものとする。

3 甲は、第1項による管理状況について、随時、甲の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力すると共にその指示に従わなければならない。

### (再委託の制限)

第3条 乙は、甲の事前の書面による同意のない限り、委託契約の業務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に全部又は一部を再委託してはならないものとする。

2 乙は、前項により個人情報等の取扱いに係る業務を外部に再委託をする場合には、個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。また、乙は再委託先(以下、「丙」という。)との契約書等に、次に掲げる事項を明記し、本確認書における乙の義務と同等の義務を課すとともに、再委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

(1) 個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再々委託の制限又は事前承認及びその他の再々委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報等の複製等の制限に関する事項

- (4) 個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

- 3 乙は、第1項により個人情報等の取扱いに係る業務を外部に再委託をする場合には、再委託される業務に係る個人情報等の秘匿性等その内容、その量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。ただし、必要に応じて甲自らが検査等を行うことができるものとする。
- 4 第2項は、個人情報等の取扱いに係る業務について丙が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(複製等の制限)

第4条 乙は、委託契約の業務に必要な範囲を超えて、個人情報等の加工、複写、複製及び閲覧を行ってはならないものとする。また、甲の事前の書面による同意のない限り、個人情報等を委託契約の範囲外で利用してはならないものとする。

(漏えい等の事案が発生した場合の措置)

- 第5条 乙は、個人情報等に紛失、漏えい等の事故が発生若しくはその危険が生じた場合は、直ちに甲にその旨を報告し、甲の指示のもとで速やかに対応するものとする。
- 2 乙の責任による事故が発生し、それに対処する費用及び個人情報等の当事者に損害が発生した場合、乙は、かかる損害を賠償する義務を負うものとする。
- 3 乙は、丙の不適切な行為により、甲や個人情報等の当事者に損害が発生した場合、乙は、丙と連携してかかる損害を賠償する義務を負うものとする。

(個人情報等の返却、廃棄等)

第6条 乙は、委託契約の業務が完了したとき、又は、甲から返却の要求があったときは、速やかに個人情報等を返還、又は甲の指示に従い、適切な方法により廃棄処分を行うものとする。

(契約の解除)

- 第7条 甲は、乙がこの確認書に定める事項に違反した場合は、直ちに委託契約を解除することができるものとする。
- 2 前項による解除を行った場合であっても、第5条第2項及び第3項の損害を賠償する義務は免れるものではないものとする。

(確認書の効力)

第8条 この確認書は、委託契約が終了し、乙が第6条に基づき個人情報等を返却するか廃棄するまで効力を有するものとする。ただし、第1条の守秘義務は、委託契約終了後も存続するものとする。

上記の事項を確認するため、この確認書を2通作成し甲、乙は記名の上押印し、双方各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 札幌市北区北8条西5丁目  
国立大学法人北海道大学  
総 長 ○ ○ ○ ○

乙